

## 第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち

介護保険事業を健全・円滑に運営し、介護が必要になっても自立した生活を継続するために、自らの意思で、必要な介護サービスを安心して受けられるまちの実現を目指します。

### 第1節 介護保険事業の健全な運営

#### 【現状と課題】

高齢者が要介護状態になっても、自立した生活ができ、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要量の整備を図ります。他の介護サービスについても、中長期的な視点に立った基盤の充実が必要です。

利用者に対しては、自立支援にもとづいた適切なサービスが実施されるよう、介護サービスの向上が求められています。

また、介護サービスの安定した供給を図るため、介護人材の確保と定着に向けた取組が求められています。

#### 【基本施策】

##### 第1項 介護サービスの充実

#### 1 居宅サービス

各サービスの利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量(供給量)を設定します。

##### (1) 訪問系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 訪問介護 (通称：ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービスです。
2 (介護予防) 訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行うサービスです。
3 (介護予防) 訪問看護	看護師等が、居宅を訪問して主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
4 (介護予防) 訪問リハビリテーション	主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
5 (介護予防) 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

(2) 通所系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 通所介護 (通称：デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。
2 (介護予防) 通所リハビリテーション (通称：デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士等が行うサービスです。
3 (介護予防) 短期入所生活介護 (通称：ショートステイ)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) などに短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。
4 (介護予防) 短期入所療養介護 (通称：ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

(3) その他の居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 (介護予防) 福祉用具貸与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出すサービスです。
2 (介護予防) 福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、負担割合に応じて一定の金額を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。
3 (介護予防) 住宅改修	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に負担割合に応じて一定の金額を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。
4 (介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム (ケアハウス) 等に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。
5 (介護予防) 居宅介護支援	ケアマネジャー等が利用者、家族、関係事業者等と協議して、居宅介護サービス計画および介護予防サービス計画の作成やサービス提供の支援をするサービスです。

## 2 地域密着型サービス

3つの日常生活圏域の特性や高齢者の実態を踏まえ、要介護または要支援の認定を受けた方が、住み慣れた地域で介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを整備・充実します。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量（供給量）を設定します。

### (1) 地域密着型サービス

サービス名	サービスの内容
1 （介護予防）認知症対応型 通所介護 （通称：認知症対応型デイサービス）	認知症の方に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練等を行うサービスです。
2 （介護予防）小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望を組み合わせて、「泊まり」や「訪問」を行うサービスです。
3 （介護予防）認知症対応型 共同生活介護 （通称：グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境の中で共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等を受けるサービスです。
4 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
5 看護小規模多機能型居宅介護 （旧名称：複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。
6 地域密着型通所介護	利用定員18名以下の小規模型の日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。

### 3 地域密着型サービスの事業所数と整備目標

#### (1) (介護予防) 認知症対応型通所介護 (通称: 認知症対応型デイサービス)

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用 (見込) 者数 / 日						
事業所数	4	4	4	4	4	4

#### (2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録 (見込) 者数 / 月						
事業所数	2	2	2	2	2	2

#### (3) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (通称: グループホーム)

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用 (見込) 者数 / 日						
ユニット数	6	6	7	7	7	7

※ ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、青梅市では現在定員9名となっております。

※ 利用 (見込) 者数には他市町村にあるグループホームの利用者も含まれます。

#### (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録 (見込) 者数 / 月						
事業所数	0	0	0	1	1	1

本市では、第5期計画から計画に位置付け整備に取り組んできました。第6期、第7期においては、整備に向け公募も行いましたが、広い市域へのサービス提供の難しさや介護人材不足等により整備が進んでいません。

本計画期間中に1事業所の整備を目指し、公募を行うとともに、介護保険運営委員会の意見と事業所からの相談に随時応じながら検討します。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録（見込）者数／月						
事業所数	1	1	1	1	2	2

本計画期間中に1事業所の整備を目指します。

(6) 地域密着型通所介護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用（見込）者数／日						
事業所数	17	17	15	15	15	15

#### 4 施設サービス

本市には、介護老人福祉施設が 24 施設、介護老人保健施設が 3 施設、介護療養型医療施設が 4 施設あります。

地域包括ケアシステムの深化に向け、医療と介護の連携・推進の観点から日常的な医学管理や、看取り・ターミナル等の機能、生活施設としての機能を兼ね備える施設として、第 7 期計画から、介護医療院が創設されましたが、現在市内にはありません。また、介護医療院創設に伴い、介護療養型医療施設は平成 30（2018）年 3 月末に設置期限を迎えることとなっていました。設置期限が 5 年間延長され、令和 5（2023）年 3 月末までとなりました。

これまで市では、地域住民に充足しているかどうかの観点から、福祉施設等の配置のあり方について基本方針を定め対応してきました。介護保険 3 施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）については、現在、市民利用の必要な定数を十分に満たす状況にあることから、定員・施設増の必要のない施設として位置付けています。また、新たに創設された介護医療院についても、市内既存の介護療養型医療施設と療養病床を有する医療施設が転換することで充足が見込めるため、定員・施設増の必要のない施設と位置付けています。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量（供給量）を設定します。

施設類型	サービスの内容
1 介護老人福祉施設 (通称：特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、在宅では介護が困難な人が入所するサービスです。原則として要介護 3 以上の方が入所可能です。
2 介護老人保健施設 (通称：老人保健施設)	病状が安定している人に、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行い、在宅への復帰を支援するサービスです。
3 介護医療院	長期の療養が必要な人に、療養上の管理、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。 長期的な医療と介護ニーズを持つ人を対象に、日常的な医学管理と看取りやターミナルケアなどの医療機能とあわせ、生活施設としての機能を兼ね備えた施設として、平成 30 年度に創設されました。
4 介護療養型医療施設	症状が安定している人に、医学的管理の下、長期にわたる療養が必要な人のための病床です。医療、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。(令和 5 (2023) 年 3 月末までに廃止予定)

## 第2項 介護保険サービスの円滑な提供

### 1 連携体制の強化等

#### (1) 保健・医療・福祉・介護の連携強化

保健・医療・福祉・介護は、それぞれが個々に提供されるのではなく、それぞれの機能と役割を十分に踏まえた上で効果的に組み合わせて提供される必要があります。

そのため、保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実していきます。

#### (2) 事業者等との連携強化

要介護者等に対して、介護給付等の対象サービスを円滑に提供し、また、その資質の向上を図るため、本市と介護サービス事業者間およびサービス事業者相互の定期的な情報交換と連絡協議の場としての「介護サービス事業者連絡会」を引き続き実施します。

また、ケアマネジャー同士の情報交換や連絡、協議の場としての「居宅介護支援事業者連絡会」を通し、ケアマネジャー研修会などを開催して、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

#### (3) 障害福祉部門との連携

国の地域共生社会の実現の取組の中で、高齢者と障害児者が同じ事業者でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度に、新たに「共生型サービス」が位置付けられ、さらに、障害福祉に「基準該当」の制度が設けられました。

このサービスについては、今後の国の検討状況や事業者の参入意向等を踏まえ、障害福祉部門と連携を図り対応を検討します。

#### (4) 市町村特別給付の実施

御岳山居住者への介護サービス提供が進まない状況を踏まえ、平成30年4月から、市では市町村特別給付として、居宅系サービス利用時におけるケーブルカーの交通費等の負担を市町村特別給付として介護給付の対象としました。引き続き、御岳山居住者への介護サービスの提供を促進するための環境整備に向け、必要に応じて関係機関等と連携し対応します。

### 2 相談・情報提供体制の充実

#### (1) 相談窓口の充実

保健・医療・福祉・介護サービスについて、一体的な相談に応ずるため、地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者や家族からの多様なニーズや相談に総合的に対応します。

また、市は保険者として、介護保険に関する相談窓口を開設しており、相談内容の多様化に伴って、ときには関係機関と連携を取りながら、解決に向けて適切に対応します。

## (2) 苦情に対する迅速な対応

介護保険サービスや市の福祉事業の利用者から苦情などの相談があった場合、できるだけ速やかに解決を図る必要があります。

そのため、東京都、東京都国民健康保険団体連合会との連携を図り、介護サービス事業者に苦情処理への取組を求め、必要に応じ、調査や助言などの対応を引き続き行います。

## (3) 市民への情報提供等

介護保険のパンフレットや市の広報紙、ホームページ等を活用して、介護保険制度の一層の周知を図るとともに、地域や各種団体の希望に応じて、制度の説明会等を開催し、広く市民に介護保険関連情報を提供します。

また、サービス利用希望者に対しては、介護保険サービス提供事業者一覧やガイドブック等により、事業者情報やサービス内容などの介護保険情報を引き続き提供します。

このほか、各種申請手続き等の簡素化・効率化等を図るため、電子申請の環境整備を進めます。

## 3 介護サービスの向上

### (1) 介護サービスの質の向上

サービス提供事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励するとともに、事業者からの相談、苦情に対しては、問題の解決に向けての支援を行います。

また、地域密着型サービス事業者等に対する指導検査を実施し、介護サービスの質の向上に努めます。

### (2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保および資質の向上

介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保育成や介護の仕事の魅力の発信、業務改善・負担の軽減を図るため、国、東京都、市、事業者のそれぞれの役割の中で連携し、今後の取組について検討していきます。

市では、介護ボランティアや介護の仕事の理解促進などによる介護人材のすそ野を広げるほか、介助者の離職を防止し、介護に関する人的基盤を確保するための取組をします。

また、介護事業所等による、ICTを利用した各種申請や会議等における事務負担軽減の可否を検討し、ICT利用を推進すべく検討します。

### (3) 介護サービス事業所の整備および改修による環境整備および資質の向上

介護保険制度開始から20年が経過し、介護サービス事業所における災害による被災や建物の老朽化も例外ではない状況となりました。

事業所の防災や減災、老朽化に対する改修等の対策整備や、新設や改築等における整備について、国や都と連携を図り、補助制度を活用した支援を行います。

#### (4) 地域包括支援センターおよび生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

平成 18 年度から、「介護サービス情報の公表」制度として、利用者がサービス事業者を選択する際に必要な情報を開示することが、全ての介護サービス事業者に義務付けられました。

平成 27 年度の制度改正で、地域包括支援センターの事業内容および運営状況に関する情報の公表と生活支援等の内容に関する情報の公表の項目が新たに加われました。今後は、この情報公表システムを活用し、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表することに努めます。

また、利用者が事業所を選択する際に、事業所の特徴やサービスの質など、利用者がサービスを選択する際の目安となる情報が得られるよう、事業者には「福祉サービス第三者評価」制度の受審を奨励していきます。

### 第3項 介護サービスの適正な給付

介護サービスの更なる向上を図るため、適正化事業に取り組みます。

事業名	事業の内容	取組目標
1 要介護認定の適正化	業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	定期的に調査員・審査会委員との研修や意見交換の場を設け、ばらつきのある項目について情報共有し、適正な要介護認定が行えるように改善を図ります。
2 ケアプランの点検	介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	研修等を通じて介護支援専門員とケアマネジメントの考え方を共有するとともに、保険者として視点を明確にし、各種システム等を活用しながら計画的に実施します。
3 住宅改修等の点検	受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請内容を精査するとともに、効果的な訪問調査を実施します。価格の適正化を図ります。
4 縦覧点検・医療情報との突合	(縦覧点検) 介護報酬の給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。誤りがある場合は事業者に正しい請求を行うよう促します。 (医療情報との突合) 介護給付情報と医療給付情報を突合させ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。	保険者確認分（国保連合会処理委託分以外）について、未実施の項目を定期的に実施します。
5 介護給付費通知の発送	介護サービス利用者に、利用しているサービスの種類・費用・回数等を通知し、利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう改善を図ります。
6 給付実績の活用	給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。	ケアプラン点検・実地指導等と連動させながら、主要な帳票から順次活用を始めます。

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
2	ケアプラン点検	年6件	年6件
3	住宅改修等の点検	書類点検 472 件 訪問調査 9 件	書類点検 350 件以上 訪問調査 12 件
5	介護給付費通知の発送	年1回	年1回
6	給付実績の活用	実地検査 20 件 ケアプラン点検 6 件	実地検査 24 件 ケアプラン点検 6 件